

# 第8章 ● 目標数値・効果目標の設定及び 計画策定後の届出制度

## 1 目標数値・効果目標の設定

- (1) 拠点エリアの求心力向上による地域活力の創出
- (2) 歩いて楽しいまちづくりの創出
- (3) ファミリー層の定住促進
- (4) 工場・企業の操業環境の充実と良好な住環境の形成

## 2 進捗管理の方針

## 3 届出制度

- (1) 居住誘導区域外で届出対象となるもの
- (2) 都市機能誘導区域外での建築等の行為
- (3) 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

# 1 目標数値・効果目標の設定

- ・施策の達成状況等の評価における目標値を、目標とすべきターゲットごとに設定するとともに、目標値が達成されることにより期待される効果目標を設定します。

## (1) 拠点エリアの求心力向上による地域活力の創出

- ・拠点エリアの求心力向上による地域活力の創出についての目標数値は、拠点エリアの核となる施設である鉄道駅の乗降客数増加を目指します。

|            | 現状<br>平成 27 年 | 目標<br>令和 17 年        |
|------------|---------------|----------------------|
| 下土狩駅乗降者数   | 2,584 人/日     | 3,200人/日<br>(約 20%増) |
| 長泉なめり駅乗降者数 | 1,772 人/日     | 2,300人/日<br>(約 20%増) |

出典：静岡県統計年鑑

### 【目標値の達成により期待される効果目標】

- 下土狩駅周辺エリアの歩行者・自転車通行者数が20%増加することで中心市街地のにぎわいが創出される。

## (2) 歩いて楽しいまちづくりの創出

- ・歩いて楽しいまちづくりの創出についての目標数値は、1日あたり平均歩数の増加を目指します。

|           | 現状<br>平成 26 年 | 目標<br>令和 17 年                                   |
|-----------|---------------|-------------------------------------------------|
| 1日あたり平均歩数 | 6,313 歩       | 65歳未満男性:9,000歩<br>65歳未満女性:8,500歩<br>高齢者:7,000 歩 |

出典：ながいずみ健康プラン後期計画

### 【目標値の達成により期待される効果目標】

- 町民の健康増進により年間医療費が約18億円削減されるとともに町民の健康寿命が延びる。

※国土交通省「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量調査のガイドライン」に記載されている「1歩あたりの医療費削減効果(0.065円/歩/日)」をもとに、20歳以上の現状及び将来人口推計を踏まえ算出

### (3) ファミリー層の定住促進

- ・ファミリー層の定住促進についての目標数値は、持ち家率の向上を目指します。

|      | 現状<br>平成 27 年    | 目標<br>令和 17 年       |
|------|------------------|---------------------|
| 持ち家率 | 56.2%<br>9,224 軒 | 70.0%<br>(11,500 軒) |

出典：国勢調査

### (4) 工場・企業の操業環境の充実と良好な住環境の形成

- ・工場・企業の操業環境の充実と良好な住環境の形成についての目標指標は、町内における第二次産業及び第三次産業就業者数の維持を目指します。

|                      | 現状<br>平成 27 年 | 目標<br>令和 17 年 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 第二次産業及び<br>第三次産業就業者数 | 19,729 人      | 20,000 人      |

出典：国勢調査

- ・なお、ファミリー層の人口定着と雇用の場の確保については非常に密接な関係を有しているため、効果目標については居住の誘導に関する目標数値と雇用の創出に関する目標数値の両方を組み合わせた効果目標を設定します。



**【目標値の達成により期待される効果目標】**

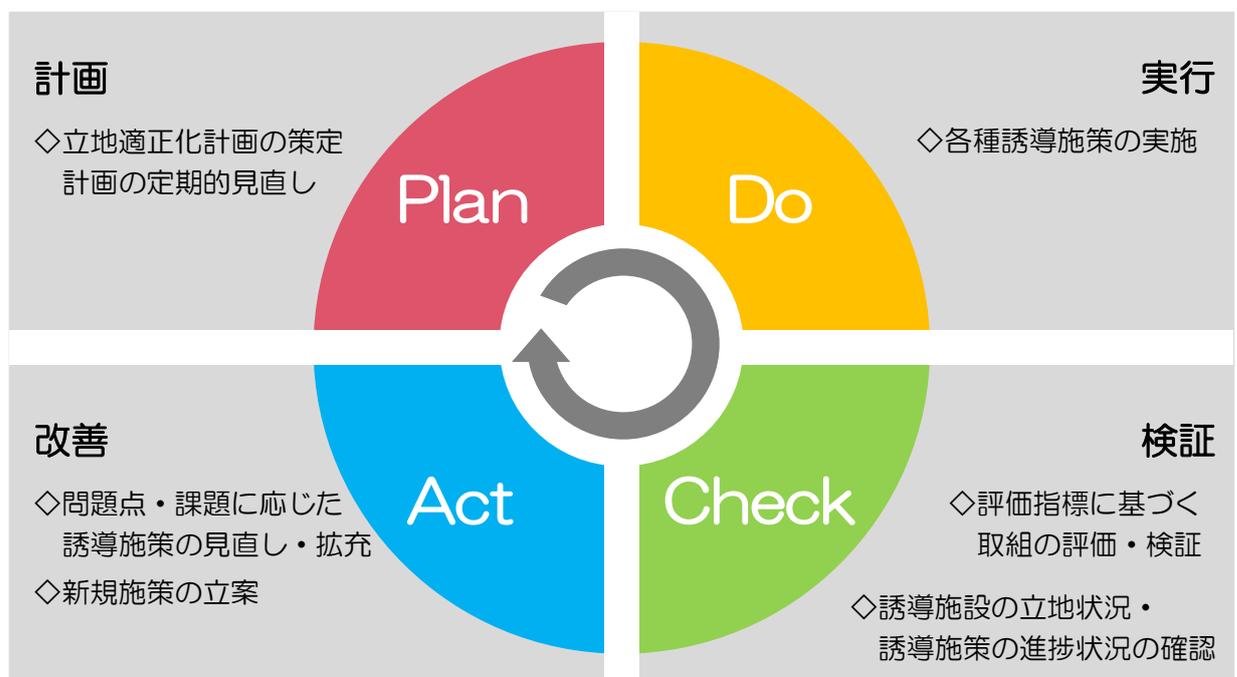
**■定住促進と雇用の場の確保により平均世帯年収が10%増加することによって安定した税金と良質な町民サービスが提供できる。**

※平成 27 年国勢調査 世帯の年間収入階級をもとに目標世帯年収を設定。

## 2 進捗管理の方針

- ・立地適正化計画を作成した場合、概ね5年ごとに計画に記載された施策等の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査、検証することが望ましいとされています。
- ・本町においても、P（計画）D（実行）C（検証）A（改善）のサイクルを用い、概ね5年ごとに計画の評価、分析を行うとともに、必要に応じて計画内容の見直し等を行うこととします。
- ・評価にあたっては、庁内関係課の職員で構成する組織を設置し、今後具体的に実施する施策や事業の分析等を行い、本計画で設定した目標値の達成に向けた検証等を行うこととします。
- ・評価、分析については、庁内関係課との連携を密にし、調整を図りながら施策の見直しや新たな検討等を行います。また、長泉町都市計画審議会等の意見聴取も行うこととします。

### 【PDCA サイクル】



### 3 届出制度

・立地適正化計画を推進するため、都市再生特別措置法に基づき、次のとおり届出が必要になります。

#### (1) 居住誘導区域外で届出対象となるもの

・居住誘導区域外においては、都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、居住誘導区域外で建築等を行う場合は、**行為に着手する 30 日前まで**に町長への届出が必要です。

##### 【居住誘導区域外で届出対象となるもの】

|     |      |                                                                      |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------|
| 住宅※ | 建築等  | ①3 戸以上の住宅を新築しようとする場合<br>②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合         |
|     | 開発行為 | ①3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為<br>②1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000㎡以上のもの |

※「住宅」とは戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物をいいます。

※届出の対象となる区域については 5 ページをご確認ください。

##### 【届出対象のイメージ】

##### 【建築等】

①の例示

3 戸を新築

**届出必要**

1 戸を新築

**届出不要**

②の例示

事務所・店舗として利用 → 3 戸以上の住宅として利用

**届出必要**

##### 【開発行為】

①の例示

3 戸以上の開発行為

**届出必要**

②の例示

1 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,300 ㎡

**届出必要**

2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 800 ㎡

**届出不要**

## (2) 都市機能誘導区域外での建築等の行為

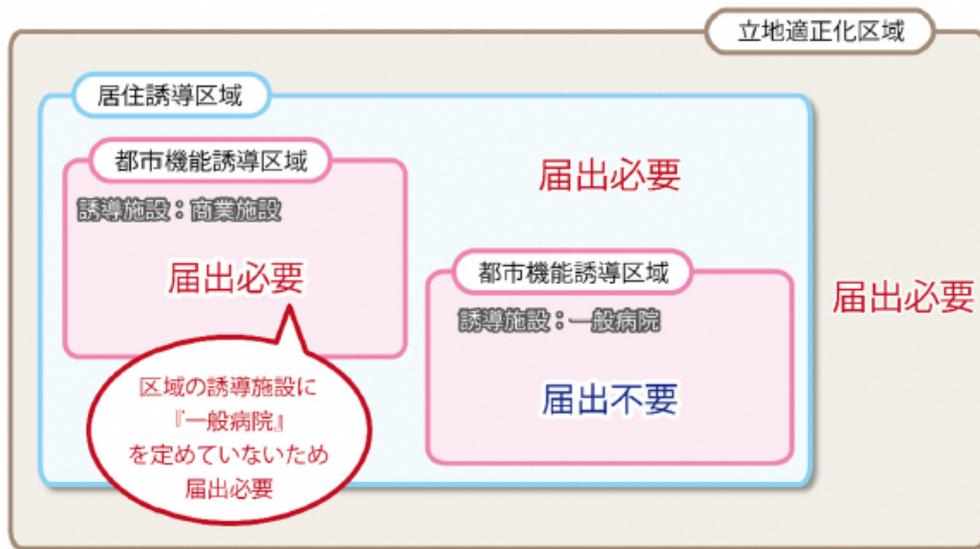
- 都市機能誘導区域外においては、都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外で以下の建築等を行う場合は、**行為に着手する 30 日前まで**に町長への届出が必要です。

### 【都市機能誘導区域外で届出対象となるもの】

|      |      |                                                     |
|------|------|-----------------------------------------------------|
| 誘導施設 | 建築等  | ①誘導施設を新築しようとする場合<br>②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設とする場合 |
|      | 開発行為 | 誘導施設の建築を目的とする開発行為                                   |

### 【届出対象のイメージ】

一般病院を建築する場合



### (3) 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

- ・都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに町長へ届出を行う必要があります。

#### 【都市機能誘導区域外で届出対象となるもの】

- ・都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合。

#### 【届出対象のイメージ】

一般病院を休止又は廃止する場合

